

令和6年度「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」の補助事業者（執行団体）の選定に係る提案内容審査について

1 審査委員会による審査

宮崎県職員により構成する審査委員会において、提出された応募書類の内容について審査を行う。なお、審査委員会は非公開とする。

2 応募書類の審査方法

(1) 審査委員会委員は、「令和6年度「ひなたゼロカーボン加速化事業補助金」に係る補助事業者（執行団体）応募書類審査基準及び採点表」（別添2）に基づき、以下の採点基準で採点する。

【採点基準】	<配点10点>	<配点15点>	<配点20点>
A（良い）	10点	15点	20点
B（やや良い）	8点	12点	16点
C（普通）	6点	9点	12点
D（やや悪い）	4点	6点	8点
E（悪い）	0点	0点	0点

(2) (1)の委員毎の採点結果を合計した後、出席委員数で除して平均点を求め、その点数が最も高い者を補助事業者として採択する。

(3) 複数の応募者の(2)で算出した平均点が同点の場合、次の①から⑤の順で採択する補助事業者を選定する。

- ① 「A」の数が多い者
- ② 「A」の数と同数の場合は、「B」の数が多い者
- ③ 「B」の数も同数の場合は、「C」の数が多い者
- ④ 「C」の数も同数の場合は、「D」の数が多い者
- ⑤ 「D」の数も同数の場合は、委員の多数決により採択

(4) 応募者が一者の場合、(2)で算出した平均点が60点以上であれば補助事業者として採択することができる。